## 改正

平成20年4月1日訓令第5号 平成24年4月20日訓令第6号 令和6年3月21日訓令第4号 令和7年5月1日訓令第10号

東かがわ市広告事業実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東かがわ市広告事業実施要綱(平成18年東かがわ市告示第110号)第5条第3 項に規定する広告事業の対象範囲、広告料等について定めるものとする。

(広告事業の対象範囲)

- **第2条** 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、表示することができない。広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により、 風俗営業とされる業種
  - (2) 風俗営業類似の業種
  - (3) 消費者金融に係るもの
  - (4) たばこに係るもの
  - (5) ギャンブルに係るもの
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
  - (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
  - (8) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
  - (9) 市の指名停止措置を受けている者
  - (10) 占い、運勢判断等に関するもの
  - (11) 興信所、探偵事務所等に係るもの
  - (12) 債権取立て、示談引受け等を謳ったもの
  - (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - (14) 民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続中又は会社更生法 (平成14年法律第154号) による更生手続中の事業者
  - (15) 各種法令に違反しているもの
  - (16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
  - (17) その他市資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

- 第3条 広告は、市内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等をいう。)を有する者を優先し、 表示するものとする。
- 2 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。広告の表示中においてこれ らに該当するに至った場合も同様とする。
  - (1) 法令等により製造、販売、提供等をすることができない商品又はサービス及び許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
  - (2) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
  - (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
  - (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
  - (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

- (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの 又はそのおそれのあるもの
- (9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
- (10) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 社会的に不適切なもの
- (12) 国内世論が大きく分かれているもの
- (13) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (14) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
  - ア 実際又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示(以下「不当表示」という。)(合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。)
  - イ 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
  - ウ 射幸心を著しくあおる表現
  - エ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - オ 虚偽の内容を表示するもの
  - カ 責任の所在が明確でないもの
  - キ 広告の内容が明確でないもの
  - ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (15) その他市資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの (掲載基準の適用)
- **第4条** 第3条で定める基準の適用については、広告ごとの内容を具体的に判断するものとし、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を表示することができると認められる場合は、広告主又は広告代理店に修正、削除等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく修正、削除等に応じないときは、当該広告の全部について表示することができないものとする。

(広告媒体ごとの基準)

- **第5条** この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。 (広告料の決定)
- **第6条** 徴収すべき広告料の額は、類似の取引事例を勘案の上、事前に定めるものとする。ただし、 入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。
- 2 広告料は、広告の表示に当たり行政財産の使用許可に係る使用料を徴収する場合においても徴収しなければならない。ただし、東かがわ市で定める使用料、東かがわ市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(平成15年東かがわ市条例第34号)において、当該行政財産の使用料が広告の提出等の対価を含めて定められている場合は、この限りでない。
- 3 道路、港湾施設、都市公園等における広告用工作物の設置、広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料又は使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、前2項の規定は適用しない。

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

**第7条** 屋外広告の内容、デザイン等が次のいずれかに該当し、美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色又は金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観に対して著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地域の生活様式及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
- (9) その他まちづくり又は都市整備の規則等において景観形成の目標が定められている場合、 その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

- 第8条 屋外広告の内容及びデザインが次のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。
  - (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
    - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
    - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
    - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
  - (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
    - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
    - イ 裸体、水着姿等を表示し、著しく注意を引くもの
    - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
    - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(ホームページに関する基準)

- **第9条** ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告が リンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。
- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、東かがわ 市広告事業実施要綱(平成18年東かがわ市告示第110号)及びこの基準、その他市の定める広告に 関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページ の広告は掲載しない。

(業種ごとの基準)

- 第10条 広告媒体を管理する課等は、掲載の都度、次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否、表示内容等を審査会に諮るものとする。この場合において、医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商、リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、担当窓口に相談しておくものとする。
  - (1) 人材募集広告 次の規準による。
    - ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。
    - イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの は掲載しない。
  - (2) 語学教室等 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
  - (3) 学習塾、予備校等(専門学校を含む。) 次の規準による。
    - ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
    - イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載しない。
  - (4) 外国大学の日本校 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」等、主旨を明確に表示すること。
  - (5) 資格講座 次の規準による。
    - ア 民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。「この資格は国家資格ではありません。」等、主旨を明確に表示すること。
    - イ 「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等、主旨

を明確に表示すること。

- ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の販売又は資金集めを目的としているものは 掲載しない。
- エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- (6) 病院、診療所及び助産所 次の規準による。
  - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5から第6条の7までの規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
  - イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
  - ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
  - エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
  - オ 他の病院の写真及び治療等の内容又は効果について、患者等(患者若しくはその家族又は住民をいう。)を誤認させるおそれがある治療等の前後の写真等は広告できない。
  - カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
  - キ 不明な点は、市民部長寿保健課へ確認すること。
- (7) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復) 次の規準による。
  - ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7 条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一 切広告できない。
  - イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
  - ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行うこと。
  - エ 不明な点は、市民部長寿保健課へ確認すること。
- (8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について の了解を得ること。
- (9) 健康食品、保健機能食品及び特別用途食品 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管 する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解 を得ること。
- (10) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等 次の規準による。
  - ア サービス全般 (老人保健施設を除く。)
    - (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解 を招く表現を用いないこと。
    - (イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
    - (ウ) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
  - イ 有料老人ホームでア以外のもの
    - (ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針について(平成14年7月18日老発 第0718003号)」に規定する事項を遵守し、各類型の表示事項はすべて表示すること。
    - (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
    - (ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。
  - ウ 有料老人ホーム等の紹介業
    - (ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
    - (イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (11) 墓地等 市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
- (12) 不動産事業 次の規準による。

- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、 取引条件の有効期限を明記すること。
- ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示は掲載しない。
- (13) 弁護士、税理士、公認会計士等 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
- (14) 旅行業 次の規準による。
  - ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。
  - イ 不当表示に注意すること。
- (15) 通信販売業 返品等に関する規定が明確に表示されていること。
- (16) 雑誌、週刊誌等 次の規準による。
  - ア 適正な品位を保った広告であること。
  - イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を 与えないものであること。
  - ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真等)がないものであること。
  - エ 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
  - オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮の ある表現であること。
  - カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不 快の念を与えないものであること。
  - キ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
  - ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
- (17) 映画、興業等 次の規準による。
  - ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
  - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
  - ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
  - エ 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
  - オーショッキングなデザインは使用しない。
  - カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
  - キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。
- (18) 古物商、リサイクルショップ等 次の規準による。
  - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
  - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
- (19) 結婚相談所、交際紹介業 次の規準による。
  - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。
  - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織 次の規準による。
  - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
  - イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。
- (21) 募金等 次の規準による。
  - ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
  - イ 許可を受けていることを明確に表示すること。
- (22) 質屋・チケット等再販売業 次の規準による。
  - ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
  - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (23) トランクルーム及び貸し収納業者 次の規準による。

- ア トランクルームは、国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であること が必要。
- イ 貸し収納業者は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。「当社の○○は、 倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等、明確に表示すること。
- (24) ダイヤルサービス 情報料課金・回収代行サービス (ダイヤルQ2) のほか各種のダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断すること。
- (25) ウイークリーマンション等 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (26) 第2条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告 この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。
- (27) その他、表示について注意を要すること。
  - ア 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
  - イ 比較広告(根拠となる資料が必要)は、主張する内容が客観的に実証されていること。
  - ウ 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨を明示すること。
  - エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告は、広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。
  - オ 広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。
  - カー肖像権・著作権の無断使用がないか確認をすること。
  - キ 宝石の販売は、虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要あり。)すること。
  - ク アルコール飲料
    - (ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
    - (イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止

## 附 則

- この訓令は、平成18年10月1日から摘要する。
  - 附 則(平成20年4月1日訓令第5号)
- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
  - **附 則**(平成24年4月20日訓令第6号)
- この訓令は、平成24年4月20日から施行する。
  - 附 則(令和6年3月21日訓令第4号)
- この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
  - 附 則(令和7年5月1日訓令第10号)
- この訓令は、令和7年5月1日から施行する。